

# 金沢支部理容師共済会規約

第1条 本会は、理容を業とする者の相互扶助の精神に基づき、罹病、火災、死亡、その他不慮の災害に遭遇した際の業を営む者の支援をはかり、生活安定に寄与することを目的とする。

第2条 本会は、金沢支部理容師共済会と称する。

第3条 本会の事務所は、金沢支部理容師共済会会長店舗住所に置く。

第4条 本会の運営は、本会員から選出された運営委員によって構成する運営委員会で運営する。

2. 運営委員の選出方法については別に定めるものとする。
3. 運営委員の任期は3年とする

第5条 本会に会計責任者を置く。

2. 会計責任者は、別に定める者がその任にあたるものとする。
3. 会計責任者は、会員総会において会計報告を行うものとする。
4. 本会の会計監査は、別に定める監事が行うものとする。

第6条 本会に別に定める調査員を置く。

2. 調査員は災害等の状況を調査し、運営委員会に報告しなければならないものとする。

第7条 加入資格は以下の条件を全てみたす者とする。

- (1) 石川県理容生活衛生同業組合に加入し金沢支部に属している組合員店舗で理容業に従事する者
  - (2) 理容師免許を有していること
  - (3) 満45才未満の者
2. 45才を過ぎて新規開業で加入の場合、満55才まで加入できるものとする。  
但し、組合加入後1年以内に限るものとする。
  3. 45才を過ぎて免許取得の場合、満55才まで加入できるものとする。  
但し、免許取得後1年以内に限るものとする。

第8条 加入の継続は満70才までとし、満70才を過ぎた者は自然脱退とする。

2. 後継者がいない営業主に限り、加入者本人の希望によりそのまま継続加入することができる。

第9条 会費は、会員総会において定める。

2. 会費は、別に定める委員が集金し、毎月25日までに納入するものとする。
3. 一旦納入した会費は、いかなる場合においても返金しないものとする。
4. 会費は、本会の目的以外に使用することはできないものとする。
5. 会費の滞納者に対しては、一切の給付金の給付を行わないこととする。

第10条 共済給付金に不足を生じたときは、会員総会の決議により臨時に徴収することができるものとする。

2. 自然災害やパンデミック等、やむを得ない事情により著しく支出負担の増加が見込まれる場合

は会員総会を招集し、給付金額の見直しを行えるものとする。

第 11 条 本会に加入する者は、加入金として 3,000 円を納入しなければならない。

2. 加入は加入申込書によっておこなうものとし、加入時の健康状態を告知、明記すること。

第 12 条 店舗の火災及び災害に対しては、2 店舗以上の理容所を経営するものは経営者が指定する 1 店舗に限り本規程を適用する。

2. 指定した理容所は変更することができないものとする。

3. 店舗と住宅が別々の場合の災害については、住宅の場合店舗の半額を給付するものとする。

第 13 条 本会員にして、罹病災害等に該当することが生じたときは、直ちに別に定める当該地区の調査員に報告するものとする。

2. 報告を受けた調査員は実情を調査し、詳細を運営委員会に報告するものとする。

第 14 条 共済額は次の基準によって給付する。

2. 会員の死亡は弔慰金として次に定める額を贈る。

(1) 70 才未満の会員 50,000 円 (2) 70 歳以上の会員 30,000 円

3. 会員が病気その他の不慮の災害により 5 日以上入院で、業に従事できなかった場合は、6 日目を含んだ日から起算して、次に定める額を給付するものとする。

(1) 70 才未満の会員、1 日 5,000 円を最長 90 日。

(2) 70 才以上 75 才未満の会員、1 日 4,000 円を最長 60 日。

(3) 75 才以上の会員、1 日 3,000 円を最長 60 日。

また通院の場合は、次に定める額を給付する。

(1) 70 才未満の会員 月 30,000 円を最長 3 ヶ月

(2) 70 才以上の会員 月 30,000 円を最長 2 ヶ月

(イ) (90 日以内、または 60 日以内) の給付を受けた者が、5 年以内に再給付を受ける場合は、残りの日数分の給付を受けることができる。但し、この場合は発病日より起算するものとする。

(ロ) 病中加入我们 (病気療養中であって新規加入した者) の加入後、同じ病気による医療給付金の受給はできない。(加入申請書に現在、健康か、否かに係る状態を告知、明記すること。)

4. 加入者が、入院の為に、同一家族の加入者がその人の看護の為に休業した場合は、休業給付金 (付添給付金) として、その加入者に、次に定める額を給付する。

(1) 70 才未満の会員 月 20,000 円を最長 3 ヶ月

(2) 70 才以上の会員 月 20,000 円を最長 2 ヶ月

5. 医療給付金を受給して、5 年経過した後、再び医療給付を受給することができる。

6. 火災で全焼の場合は、最高 100,000 円でその他は如何なる場合においても、それを越えることができない。但し、住宅の場合は全て営業所の半額の給付とする。

7. 全焼以外の給付額については、その被害の状況を調査し、運営委員会並びに当該地区の調査員で協議して決定、給付するものとする。

8. 本会に入会后、5 年以上経過した者が、廃業脱退の時は、5 年以上 3,000 円、8 年以上 5,000 円、10 年以上 10,000 円を支給する。

第 15 条 前条に該当する者が、医療給付金を請求する時は、原則として、1 ヶ月毎に病院の発行する診断書を添付しなければならない。休業給付金 (付添給付金) を請求する時は、当該地区の調査員のその旨を明記した証明を添付しなければならない。

第 16 条 自然脱退者で、加入期間中において本共済会により給付の受給がなかった者には、餞別として、次の金額を贈呈するものとする。ただし、不慮の災害により見舞金の贈呈を受けたが、その額が次に掲げる額に達しなかったときは、その差額を贈るものとする。

(1) 5 年以上 10 年未満 10,000 円

- (2) 10年以上 20,000円
- (3) 5年未満の者には支給しない

第17条 会員総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第18条 総会は会長が招集し、その議長となる。

第19条 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に運営委員会の議決を経て、会長が招集する。

第20条 臨時総会は、必要に応じ運営委員会の議決により、何時でも招集することができる。

第21条 総会の招集は、会日の1週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所を明示した書面を会員名簿に記載してある会員の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を事務所に通知したときはその場所）にあて送付して行く。

第22条 総会は必ず年度始めに告知の後、開催されるものとする。尚、会員が総会ならびに臨時総会に欠席の場合はその議決権を白紙委任したものとみなし議事は決議されるものとする。

第23条 総会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席運営委員が署名しなければならない。

第24条 総会において、決議し、又は選任することを要する事項は、次の通りとする。

- (1) 規約の改廃
- (2) 解散
- (3) 運営委員（役員）並びに監事
- (4) 会員が負担すべき会費その他の費用の額及び徴収の方法
- (5) その他、この規約で定める事項

第25条 この会の事業年度は、毎年4月1日始まり、翌年3月31日に終わる。

第26条 運営委員会は必要に応じ適宜開催するものとする。

第27条 本規約に定めのない事項について必要のあるときは、運営委員会において協議決定するものとする。

第28条 本規約は、会員総会において変更することができるものとする。

附 則

平成24年4月1日改訂

平成23年4月1日改訂

平成21年4月1日改訂

本規約は平成20年4月1日より施行